

高等職業訓練促進給付金等事業のご案内

ひとり親家庭の母または父である方が、就職に結びつきやすい資格を取得するために養成機関で1年以上修業する場合に、修業期間中の生活費の負担軽減のために「高等職業訓練給付金」を、また、修業修了後に「修了支援給付金」を支給する事業です。
(※事前相談が必要です。修業開始前に相談されることをお勧めします。)



1 対象者

- ・20歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母、または父子家庭の父
- ・佐世保市内に住民票があること
- ・児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の生活水準であること
- ・養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる人
- ・就業又は育児と資格取得のための修業の両立が困難であること
- ・過去に本給付金の支給を受けたことがないこと

2 対象資格 (全22資格)

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、准看護師、柔道整復師、はり師、きゅう師、栄養士、管理栄養士、歯科衛生士、社会福祉士、精神保健福祉士、美容師、言語聴覚士、助産師、保健師、理容師、歯科技工士、臨床検査技師、調理師

【特例】

令和3年4月1日から令和5年3月31日までに受講開始する場合、次の資格も対象になります。(別紙「対象資格の範囲」参照)

- ①一般教育訓練指定講座のうち、訓練期間が6月以上かつ情報関係の資格
- ②特定一般教育訓練給付の指定講座のうち、訓練期間が6月以上の資格
- ③専門実践教育訓練給付の指定講座のうち、訓練期間が6月以上の資格

指定講座の詳細は、厚生労働省ホームページ内の[教育訓練給付制度厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム](#)をご覧ください。

3 給付金

(1) 高等職業訓練促進給付金

《支給期間》

修業期間中で上限4年間

※修業期間中に児童が20歳になった場合は、20歳になった月まで支給します。

《支給例》 准看護師養成機関(2年制)修了後、引き続き看護師養成機関(3年制)で修業する場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
准看護師課程(2年間)		看護師課程(3年間)		
受給する	受給する	受給しない	受給する	受給する

申請

申請

※4年目に受給しないことも可能

《支給額》

市民税非課税世帯 月額 10万円 修業期間の最後の12か月は14万円

市民税課税世帯 月額 7万500円 修業期間の最後の12か月は11万500円

※住民票の世帯が別であっても同居の方に一人でも課税の方がいる場合は、課税世帯となります。

修業を開始した日以降(入学後)に申請し、原則として申請受付月分から支給対象になります。支給対象月の月末までに請求書を提出していただき、翌月に口座に振り込みます。

(2) 高等職業訓練修了支援給付金

養成機関での修業修了日以後30日以内に申請し1回のみ支給します。

市民税非課税世帯 5万円 市民税課税世帯 2万5000円

※修業開始時と修了時ともに対象者要件を満たしていた方のみ対象になります。



4 申請に必要な書類

(1) 高等職業訓練促進給付金

- ① 佐世保市高等職業訓練促進給付金等支給申請書
- ② 児童扶養手当証書の写し（オレンジ色の証書）
- ③ 対象者及びその児童の記載のある戸籍謄本（原本）
- ④ 同居の方全員分のマイナンバーが確認できるもの（マイナンバーカード、通知カード）
※マイナンバー不明の場合は、マイナンバー記載の住民票
- ⑤ 養成機関の概要・カリキュラムが記載されたパンフレット等
- ⑥ 養成機関発行の在籍証明書（申請月発行のもの [原本]）
- ⑦ 給付金を振り込む口座を確認できるもの。（申請者名義の預金通帳、キャッシュカード等）

(2) 高等職業訓練修了支援給付金

上記①～④及び⑦に「養成機関発行の修了証明書(写し)」を添えて申請してください。

(1)(2)の申請内容を審査し、支給の可否を決定後「決定通知書」又は「不認定通知書」を交付します。

5 注意事項

受給中は支給要件確認のため、定期的の下記の書類を提出していただきます。

- ・「請求書」（毎月）、「在籍証明書」（4月、7月、10月、1月：各月の証明日のもの）、
- ・「世帯状況報告書」（7月）※毎年7月1日の課税状況により8月からの給付額を見直します。
- ・「取得単位証明書」（進級時）

提出は、持参か郵送をお願いします。

※休学や退学、世帯の状況に変更があったときなどは、速やかにお知らせください。

6 その他

(1) 他の施策との併用について ※要件等詳しくはお問合せください。

- ・「自立支援教育訓練給付金」との併用は可
- ・雇用保険法による「教育訓練給付金（一般・特定一般・専門）」との併用は可
- ・雇用保険の基本手当（失業給付）との併用は可（ハローワークに事前確認必要）
- ・求職者支援制度における「職業訓練受講給付金」、雇用保険の「訓練延長給付」「教育訓練支援給付金」等趣旨を同じくする給付金との併用は不可

(2) 長崎県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の活用（長崎県社会福祉協議会）

高等職業訓練促進給付金を受給されている方を対象として、入学準備金（50万円以内）、就職準備金（20万円以内）の貸付を行う制度です。長崎県内で、取得した資格を生かした就業を継続するなどの一定の要件を満たした場合、貸付金返済が免除になります。

高等職業訓練促進給付金の支給が決定してからの申請になります。

- ・「保育士就学資金貸付」「介護福祉士修学資金貸付」との併用はできません。
- ・「専門実践教育訓練給付金」「自立支援教育訓練給付金」は、就職準備金のみ併用可能です。